犯行と精神障害の関係の整理のための着眼点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ａ | 動機の了解可能性／了解不能性 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｂ | 犯行の計画性、突発性、偶発性、衝動性 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｃ | 行為の意味・性質、反道徳性、違法性の認識 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｄ | 精神障害による免責の可能性の認識 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｅ | 元来ないし平素の人格に対する犯行の異質性／親和性 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｆ | 犯行の一貫性・合目的性／非一貫性・非合目的性 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｇ | 犯行後の自己防御・危険回避的行動 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |
| ｈ | その他 | ※記入欄の伸縮は自由に行ってください． |

【使用上の注意】

※本別紙の利用にあたっては、必ず「責任能力に関する精神鑑定書手引き」を参照すること。

※鑑定書に別紙として添付するなどして使用する。

※７つの着眼点については、①項目間でその重要度は同等ではないこと、②各項目は独立しているわけではなく、項目間に重なり合うことがらもあること、③どれかひとつの項目に該当したからとか、何項目あてはまるからというようなことで刑事責任能力を判断するようなものではないこと、④各項目について一方向だけからみるのではなく、ニュートラルな視点から評価する必要があること（たとえば動機の了解可能性だけではなく、了解不能性にも目を向けること）、⑤事件によっては全く検討の必要がないものもあること、⑥検討をしても明確に言及することが難しいものもあること、などに注意しなければならない。

※これらの項目はあくまでも「視点」としてあげるものである。たとえば「基準」のように扱われるべきものではない。直接、弁識能力や制御能力の程度、あるいは刑事責任能力の結論を導くものでもない。これらの項目のうちどれかひとつでも欠けば、あるいは満たせば、刑事責任能力が認められるとか失われているというような判断ができる、というものではない。